

平成 31 年度（2019 年度） 長崎市挑戦型共同研究開発支援補助金 募集要項

長崎市商工振興課

1. 事業の目的

地場企業による新製品又は新技術の開発を促進するために、企業が大学または高等専門学校（以下、「大学等」という。）と共同で行う新製品等の研究開発経費の一部を補助します。特に創業 5 年以内の企業等を対象に「ベンチャー枠」を設け、創業期における研究開発を促進します。

2. 補助対象者

大学等と共同で新製品・新技術の研究開発を行う、次の要件を満たす者。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人。
- (2) 国・県・市等が行う類似の補助制度の適用を受けていないこと。
- (3) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3. 補助の内容

(1) 共同研究の要件

- ア. 新製品又は新技術の開発を目的とした共同研究であって、販売又は実用化の可能性のあるもの
- イ. 2019年4月1日以降に共同研究契約が締結され、研究未完了のもの
- ウ. 大学等の所在地は、市内・市外を問いません。

(2) 補助率・限度額

補助率 2分の1（千円未満切捨て）

補助限度額 1年につき200万円

ベンチャー枠（創業5年以内の事業者）100万円

※補助対象経費の総額が10万円を超えないときは対象となりません。

(3) 補助対象経費

別表のとおり

(4) 補助期間

複数年（最長3ヵ年）、ベンチャー枠（創業5年以内の事業者）は1年

4. 補助対象者の選定

(1) 申請書類の提出

受付期間内に、所定の様式を提出してください。

(2) 選考方法

ア. 審査会の開催

8月上旬頃（予定）に、外部有識者からなる長崎市産業技術審査会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的に判断します。ベンチャー枠については、審査基準を緩和します。

イ. 選考基準

新規性・独自性、市場性・有用性、事業化・製品化の見込み等の項目を審査します。

5. 補助事業の実施

(1) 補助金の交付

審査会にて採択を受けた後交付決定を行い、決定通知書を送付します。補助金は原則、交付決定後に概算払にて交付し、実績報告後に精算を行います。

(2) 補助事業の経理

本事業に係る収入支出の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類（請求書、領収書等）を整理し、これらの書類を、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(3) 実績報告書の提出等

3月下旬（予定）に、長崎市産業技術審査会による、研究成果についての書類審査、プレゼンテーション審査及び、必要に応じて現地検査を行います。その上で、補助事業を行った年度の翌年度の4月10日までに、最終の実績報告書を提出してください。

複数年の計画が認められたものについても、毎年度、実績報告書の提出は必要です。

6. 応募手続き

(1) 受付期間 2019年4月1日（月）～2019年5月31日（金）

(2) 提出先（郵送または持参）

〒850-8685 長崎市桜町4-1

長崎市商工部 商工振興課 工業貿易係

(3) 提出書類（提出部数：各1部）

①補助金等交付申請書

②補助事業（収支）計画書

③履歴事項全部証明書及び定款の写し（個人の場合は住民票）

④市・県民税、消費税及び地方消費税の完納証明書

※①、②については、長崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/362000/p025659.html>

7. 問い合わせ先

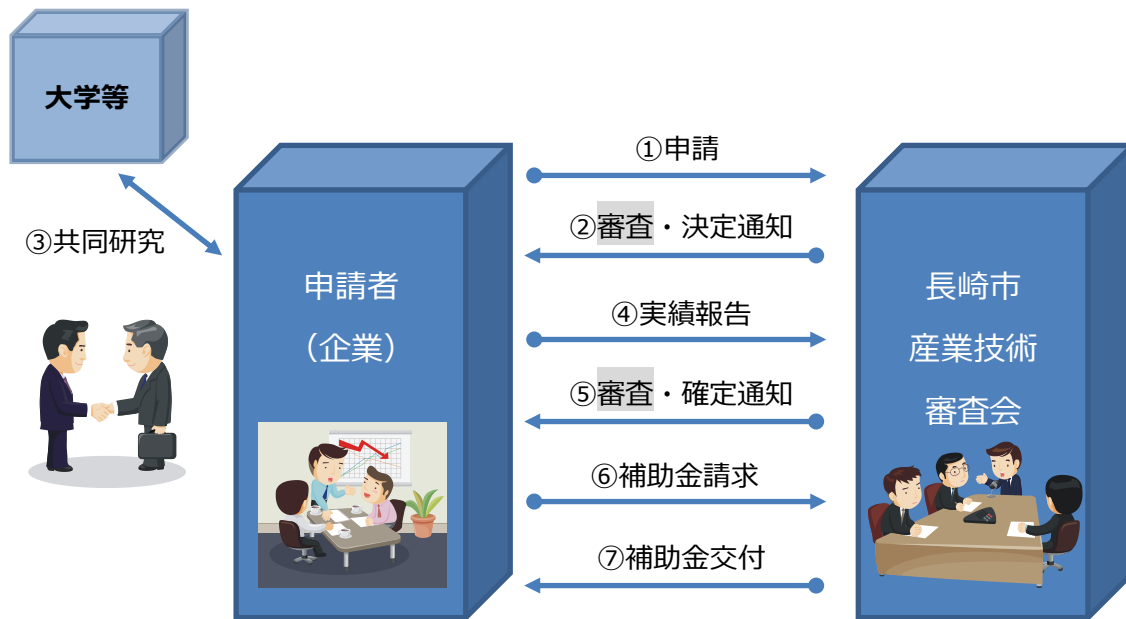
本補助事業について、ご不明な点などは、下記までご連絡ください。

長崎市 商工部 商工振興課 工業貿易係

〒850-8685 長崎市桜町4-1（商工会館4F）

TEL 095-829-1150 FAX 095-829-1151

8. 申請から補助金交付までの流れ



別表

経費区分	内容
共同研究に係る経費	旅費、通信運搬費、消耗品費、工具器具費、機器借上費等、大学等と共同して研究を実施するために支出する経費 ※大学等と締結した共同研究の契約に係る経費と、その他の研究経費を分けて整理して下さい。
外部委託に係る経費	共同研究に必要な製品の加工、分析試験等の請負業務を第三者に実施させるための経費
特許取得に係る経費	出願料、出願審査請求手数料、特許料